

本送信票を含み 1 枚

令和7年1月 21 日

報道機関 各 位

佐渡市消防職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

事業概要	職員が運転免許証の更新を失念したことにより、無免許で自家用車を運転したもの	
被処分者所属 及び処分内容	中央消防署 消防職員 (係 20 代)	停職 1 月間
監督責任	上司2名を監督責任として、訓告とした。	
処 分 日	令和7年1月 21 日付け	
特記事項	消防長コメント 法令を遵守すべき立場である職員の違反行為は、極めて遺憾であり、市民の皆さまの信頼を著しく失墜させましたことを、深くお詫び申し上げます。 再発防止に努めるとともに、綱紀粛正の徹底を図り、信頼回復に取り組んでまいります。	
担 当	消防本部総務課 課長 鰐名 幸雄	
連 絡 先	TEL 0259-51-0119 FAX 0259-52-5651	

送信元：佐渡市役所企画部
秘書広報課広報広聴係
T e l : 0259-63-4679
F a x : 0259-63-3300

